

太田都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

太田都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

年次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
区分		
都市計画区域内人口	483.2千人	おおむね459.5千人
市街化区域内人口	341.9千人	※1 おおむね324.1千人
配分する人口	—	おおむね325.8千人
保留する人口	—	0.0千人
(特定保留)	—	0.0千人
(一般保留)	—	0.0千人

※1 平成32年市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口を想定しない。

## 理 由

太田市内で分譲中の工業用地は現在残りわずかであり、製造業をはじめとする工業立地の需要に対応するため、新しい工業用地の整備が必要となっている。

そうした中で、吉沢原宿地区は群馬県及び太田市の関連計画において産業拠点として位置づけられており、地域の発展と活性化を担う地区として、隣接する太田リサーチパークや太田流通団地とともに一体となって産業拠点の形成が求められている。

今回、別添計画図表示の吉沢原宿地区（面積約 57.3ha）は、太田市土地開発公社による産業団地造成事業の実施が確実となったことから、おおむね 10 年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものである。

なお、本都市計画による、（仮称）吉沢・原宿地区産業団地開発事業が周辺環境に与える影響については、（仮称）吉沢・原宿地区産業団地開発事業第 1 種事業環境影響評価書に示す通り、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

太田都市計画区域区分の変更（群馬県決定）新旧対照表

太田都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

年次 区分	新		旧	
	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	483.2千人	おおむね 459.5千人	483.2千人	おおむね 459.5千人
市街化区域内人口	341.9千人	※1 おおむね 324.1千人	341.9千人	※1 おおむね 324.1千人
配分する人口	—	おおむね 325.8千人	—	おおむね 325.8千人
保留する人口	—	0.0千人	—	0.0千人
（特定保留）	—	0.0千人	—	0.0千人
（一般保留）	—	0.0千人	—	0.0千人

※1 平成32年市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口を想定しない。

人口フレームに変更はありません。

事業の確実になった別紙計画図表示区域を市街化区域に編入するものです。



# 計画図

A0=1/2500  
(A3=1/7000)



番号	区域名称
1~2	道路端
2~4	筆界
4~5	道路端
5~14	筆界
14~15	道路端
15~16	筆界
16~17	字界
17~18	字界延長線
18~19	筆界
19~20	水路端
20~21	筆界
21~22	字界
22~23	都市計画道路端
23~24	道路端
24~25	水路端
25~26	筆界
26~27	道路隅切端直結線
27~28	道路(水路含む)端
28~37	筆界
37~38	水路端
38~39	道路端
39~40	筆界
40~41	水路端
41~42	水路端
42~43	道路端
43~1	道路端

表示	区分
—	行政界
- - -	都市計画区域界
—	市街化区域界
■	第一種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域
■	特別業務地区
■	風致地区
■	特定用途制限地域(観光地区)
■	特定用途制限地域(藪塚本町)
■	保安林
■	防火地区
■	準防火地区
■	高度利用地区及び第一種市街地再開発事業施行区
—	都市計画道路
—	立体交差
—	都市高速鉄道
■	地区計画

地区名	吉沢原宿地区
面積	約57.3ha

凡例	
—	新市街化区域線
- - -	旧市街化区域線
—	市街化区域線(変更なし)

